

第一種施設（学校・病院・行政機関の庁舎等）

敷地内全面禁煙



- 屋内は全面禁煙（喫煙設備を設けることはできません）
- 敷地内（屋外含む）に喫煙設備を設けないように努めてください

第二種施設（オフィス・事業所・飲食店等）

原則屋内禁煙



- 基準を満たした専用の喫煙室のみ喫煙可能

〈喫煙室の種類〉



喫煙専用室

喫煙をするための部屋です。
飲食等のサービスは提供できません。



加熱式たばこ専用喫煙室

加熱式たばこのみの喫煙が可能な専用室です。
飲食等のサービスの提供をすることができます。



喫煙目的施設（喫煙目的室）

喫煙を主目的とするバー、スナックや、たばこ販売店、公衆喫煙所などの施設（喫煙目的室）では喫煙することができます。

〈喫煙室を設置した場合〉



喫煙室の標識掲示



20歳未満は 喫煙エリアに立入禁止

飲食店の経過措置

一定の要件を満たす経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置として禁煙か喫煙かを選択できます。

- 条件1 2020年4月1日以前から継続して営業している飲食店
- 条件2 個人経営又は資本金5,000万円以下の飲食店
- 条件3 客席面積100㎡以下の飲食店

ただし、大阪府では府独自の条例により、以下のとおりになります。

2022年4月からは、従業員を雇用している飲食店は、客席面積に関わらず**原則屋内禁煙**（努力義務）
2025年4月からは、条件3が**客席面積30㎡以下の飲食店**に変更

違反時の罰則

健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の義務に違反した場合、罰則等が適用されることがあります。



受動喫煙防止対策

「屋外分煙所」 モデル整備のガイドライン （概要）

令和4年1月版



1 ガイドライン策定の経過と目的

- 平成30年7月「健康増進法」改正
- 平成31年3月「大阪府受動喫煙防止条例」制定

▶原則屋内禁煙により、路上等屋外における喫煙が増加する懸念

令和元年9月

『「屋外分煙所」整備
の基本的考え方』作成

令和元年10月～

市町村・民間事業者等と連携した屋外分煙所のモデル整備

事例

ガイドライン(令和4年1月)

推進

令和6年度

目標
20～30箇所

2 屋外分煙所整備の進め方

1

整備場所の選定
(整備用地の確保)

(1)整備場所(候補地)

- ・法や条例の規制対象の「第一種施設」の近隣及び「第二種施設」の周辺(繁華街、鉄道駅舎周辺)
- ・路上喫煙やたばこのポイ捨ての苦情の多い場所の周辺
- ※ 設置者は、自治体や屋内禁煙施設の管理者等

(2)整備場所(候補地)選定の留意点

- ・所有者との調整のほか、以下の点に留意が必要

土地の用途区分	防火地域区分等	市町村
避難経路の確認	避難経路上の障害物	消防署
学校通学路の確認	受動喫煙防止の観点	学校等

(3)整備用地パターン

- ・公共用地(国・府・市町村) ・民有地(協力民間事業者の土地等)
- ▶設置者の所有地のほか、行政間の連携や民間事業者との連携(行民・民民連携)により確保

2

仕様・整備費用
の検討

(1)屋外分煙所の仕様

- ・厚生労働省が示す仕様が基本 ・周囲の状況等により、上記以外の仕様も可
- ※ ただし、灰皿のみの設置は不可

(2)仕様決定時の留意点

- ・周辺の喫煙状況等から想定される利用人数 ・活用できる用地面積
- ▶ これらを踏まえ仕様(面積・形状・定員等)を検討

(3)整備時の費用負担

設置者負担 協力者(民間事業者等)が費用を負担 協力者が整備した現物を寄附

3

管理運営の検討

(1)管理運営主体と費用負担

- ・管理運営の主体は、設置者 ・費用は協力者(民間事業者等)が負担する場合あり
- ◀管理運営の内容▶ メンテナンス、日常の清掃等

整備(運用開始)

4

効果測定の実施

(1)効果測定の方法

- ・整備前後の路上喫煙者数の比較等により推測
- ◀例▶ 喫煙者の路上カウント調査、たばこの投棄数調査

3 整備に係る費用及び整備期間【参考】

仕様や整備用地(土地の形状等)により大きく異なり、ガイドラインとして示すことが難しいため、モデル整備での実績を示す。

整備費用	概ね200万円から500万円
整備期間	概ね2週間から4週間

4 本ガイドラインの充実に向けた今後の取組み

市町村や民間事業者と連携を図り、幅広く事業を展開

取り組めていない整備場所での整備	(例)繁華街での整備 等
多様な主体による整備	(例)民間事業者が主体となった整備 複数の飲食店(商店街・駅ビル等)による整備 等
連携パターン	(例)民間事業者の用地の活用

モデル整備の事例 令和元～3年度:11件

門真運転免許試験場隣接地
(大阪府警整備:令和2年3月)



京阪寝屋川市駅周辺
(寝屋川市整備:令和2年10月)

